

2009年5月11日

<広報資料>

## エポック社に対する特許侵害訴訟判決確定のお知らせ

株式会社バンダイ  
本社：東京都台東区駒形 1-4-8  
社長：上野和典 資本金：246 億円

株式会社バンダイは、2006年1月に、株式会社エポック社（本社：東京都台東区 代表取締役社長：前田 道裕 氏）に対し、カプセルベンダーマシン「ECC0H500(EPOCH CAPSULE COLLECTION HOUSE 500)」及びカードベンダーマシン「カードガチャ自動販売機筐体」につき特許侵害訴訟を提起し、東京地方裁判所は、2007年10月、エポック社の上記カプセルベンダーマシン及びカードベンダーマシンは弊社の保有する特許第 3267512 号及び同第 3830955 号※を侵害するものとして、その製造、販売及び使用の差止並びに損害賠償の請求を認める判決を下しました。

これに対し、エポック社は知的財産高等裁判所に控訴しましたが、知的財産高等裁判所においても地裁判決同様、エポック社の上記カプセルベンダーマシン及びカードベンダーマシンは弊社保有の特許を侵害するものと認定し、その製造、販売及び使用の差止並びに損害賠償の請求を認める判決が下され、2009年5月8日にエポック社による最高裁判所への上告受理申立てについても不受理決定が下されたため、本判決は確定しました。

当社といたしましては今後、エポック社の上記カプセルベンダーマシン及びカードベンダーマシンのお取り扱い業者の方々にも、当社特許権についてお知らせしていく所存です。

当社は、知的財産権を極めて重要な経営資源の一つと位置付けており、当社の知的財産権を侵害する行為が市場において見受けられました場合には、今後も毅然とした態度で臨んで参ります。

※ 特許第3830955号は大和精工株式会社との共有権利です。